

告 示

埼玉県告示第四百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十二号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

神川町

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業神川流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成十七年三月四日から令和九年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

汚水

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

平成十七年埼玉県告示第四百五十三号、平成二十年埼玉県告示第三百八十五号、平成二十三年埼玉県告示第四百十一号、平成二十七年埼玉県告示第二百九十三号の事業地から、大字元阿保字下原、大字八日市字上居裏及び字中居裏、大字原新田字上原、字上北原、字上庚申、字上堀南及び字若原並びに大字熊野堂字裏林、字前原、字前圃、字水元、字南谷戸及び字村上を削る。